

居宅介護支援サービス重要事項説明書・同意書

居宅介護支援のサービス提供の開始に当たり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者概要

事業者の名称	飛騨医療センター久美愛厚生病院指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	高山市中切町1番地1
電話番号	0577-32-1115
介護保険指定番号	2112700477

2、事業の目的と運営方針

目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な支援業務を提供する。
運営方針	利用者等の立場に立ち、意志および人格を尊重し、適切な介護サービス計画を作成するよう努める。

3、職員体制

管理者	渡邊 真由美
員数	9名 (常勤換算後の人数 4.4)
職種	介護支援専門員

4、営業日及び営業時間

営業日	平日(土・日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで(緊急の場合24時間対応)

5、居宅介護支援サービスの概要

サービス計画の立案	作成に当たっては、指定居宅サービス事業者、サービス内容、利用料金などの情報を提供し、利用者がサービスの選択が出来るよう配慮する。又、関係機関との連絡調整を図り、必要に応じてケアプランの変更等を行う。
申請の代行申請について	利用者および家族の同意を得て代行申請を行う。

6、事業の実施地域

実施地域	高山市・飛騨市
------	---------

7、利用料

利用料	実施地域の場合は自己負担はありません。
-----	---------------------

8、個人情報の取り扱い

個人情報保護	業務上知り得た利用者等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切、安全に取り扱います。また、必要に応じて他の関係機関等に情報提供や情報収集をすることがあります。守秘義務は契約終了後も守られます。
--------	---

9、事故発生時の対応

事故発生時の対応	速やかに事業所の窓口へご連絡下さい。事故原因の究明と防止策を検討致します。
----------	---------------------------------------

10、衛生管理等：久美愛厚生病院感染対策室と連携し行う

事業所において感染が発生し、またはまん延しないように、次に挙げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11、業務継続計画の策定等：久美愛厚生病院事業継続計画及び災害初動マニュアルに準ずる

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する業務の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、併設する久美愛厚生病院の災害医療訓練に参加し、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

12、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待発生又は再発を防止するために、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための看護師等に対するための定期的な研修を実施しています。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備をします。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- (4) 虐待防止のための指針を整備し、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

13、身体的拘束

- (1) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとします。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14、その他運営に関する重要事項

- (1) 居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録その他居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくと共に、完結した日から5年間保存します。
- (2) 事業所は、適切な居宅介護支援業務の提供を確保する観点から、JA 岐阜厚生連の「職場におけるハラスメントの防止対策」に準じて、ハラスメントを防止するための措置を講じるものとします。職場等において行われる性的又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害される場合は、これを防止するための方針を明確化し、サービスの停止等の必要な措置を講じるものとします。

15、苦情の申立窓口

飛騨医療センター久美愛厚生病院 居宅介護支援事業所	電話番号 0577-32-1115 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
高山市 市民福祉部高年介護課	電話番号 0577-35-3178 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
飛騨市 市民福祉部地域包括ケア課 介護保険係	電話番号 0577-73-7469 受付時間 (平日) 午前8:30~午後5:15
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 058-275-9826 受付時間 (平日) 午前9:00~午後5:00